

北九州市では、「モラル・マナーアップ関連条例」を制定し、迷惑行為の防止に取り組んでいます。みんなで一体となって、迷惑行為のない、思いやりと優しさにあふれたまちを目指しましょう。

# 14項目の迷惑行為



『北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例(基本条例)』では、次の14項目が迷惑行為として示されています。

迷惑行為	主な関係条例等
1 (ア) 屋外広告物の表示等が禁止されている場所等に屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲示する物件を設置すること。 (イ) 公共の場所においてチラシ等を配布し、当該チラシ等が散乱した場合に、これを放置すること。	北九州市屋外広告物条例
2 飼い犬のふんを放置すること。	北九州市動物の愛護及び管理に関する条例
3 あき地等を適正に管理せず、雑草等を繁茂させ、これを放置すること。	あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例
4 公共の場所その他他人の土地において自転車を放置すること。	北九州市自転車の放置の防止に関する条例
5 家庭ごみの持出について定められている事項(排出の日時及び場所並びに指定袋の使用等)に従わずにこれを排出すること。	北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
6 家庭ごみ等を放置し、悪臭を発散させる等土地、建物等を適正に管理せず、周囲の生活環境を害すること。	北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
7 消防自動車、救急自動車等の通行その他円滑な道路交通を阻害する迷惑な駐車をすること。	北九州市違法駐車等の防止に関する条例
8 空き缶、たばこの吸殻等をみだりに捨てること。	北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例
9 公共の場所その他他人の土地において自動車を放置すること。	北九州市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例
10 公共の場所(灰皿が設置されている場所等の所定の場所を除く)において喫煙をすること。	北九州市公共の場所における喫煙の防止に関する条例
11 落書きをすること。	北九州市落書きの防止に関する条例
12 車両の運転者が歩行者に注意を払わず、危険な運転をし、又は騒音を生じさせ、周囲の静穏を害すること。	道路交通法
13 公共の場所において車両又は歩行者の安全な通行を妨げ、球戯、ローラー・スケートその他これらに類似することをすること。	道路交通法
14 (ア) 障害者用の駐車区画を不適正に利用すること。 (イ) 点字ブロック上に車両を駐車させ、又は物件を置くこと。	